

# 着替え時間の賃金未払い 是正勧告

## 「まいどおおきに食堂」運営会社

従業員が制服に着替える時間などの賃金を支払っていないことが、飲食大手フジオフードシステムが労働基準監督署から是正勧告を受けていたことがわかった。国の指針では着替えは労働時間に含まれるが、実際の対応は飲食大手の間でも分かれている。

フジオフードは「まいどおおきに食堂」などを全国で800店以上展開する。

同社の女性従業員が加入する労働組合「首都圏青年ユニオン」が14日に会見し、賃金未



フジオフードシステムが運営するカフェで働く女性(右)  
14日、東京都千代田区

## 厚労省ガイドラインでは労働時間

払いを明らかにした。女性は、川崎市の商業施設内のカフェでパートとして勤務。更衣室での着替えと店舗への移動で1日30分ほどかかるが、労働時間には含まれないという。

ユニオンは同社に、こうした時間分の賃金支払いを要求。会社側が「更衣室で着替えることは義務付けておらず、労働時間にはあたらな」と拒否したため、労基署に申告したという。

ユニオンによると、労基署は着替えなどの時間は労働時間にあたりと認定。女性に過去2年分の賃金を支払うよう、6月に同社へ是正勧告を出したが、まだ支払われていないという。同社側の代理人弁護士は、是正勧告を受けたことは認めた上で、「今後の対応は検討している。団体交渉の内容については回答を差し控える」と話した。

厚生労働省が2017年に

定めたガイドラインでは「使用者の指示により、業務に必要な準備行為を行った時間」は労働時間だとされ、例として「着用の義務付けられた所定の服装への着替え」が挙げられている。

ただ、実際の飲食店の対応は分かれている。

「モスバーガー」では、直営店では着替えの時間も賃金を支払い、フランチャイズ店にも同じ対応をとるよう指導しているという。

一方、「スターバックスコーヒー」では着替え時間を労働時間に入れていない。勤務中は、色などの指定がある私服に、会社指定のエプロンをつけなければならないだけで、店内での着替えも義務付けていないためという。日本マクドナルドは「着替えについては、通勤時に自宅からユニホームを着てくる方もいるので、一律で支給という対応は取っていない」としている。

(橋本拓樹、山下裕志、田幸香純)